

請書 (物品用)

1 件名 _____
_____2 契約金額
_____ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

3 納入期限 _____

4 納入場所 _____

5 契約保証金 _____

6 内訳 次のとおり

品 名	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額
1				円	円
2					
3					
4					
5					

上記契約については、別紙の契約事項を承諾の上、相違なく履行いたします。

令和 年 月 日

受注者 住所
氏名

発注者 東京都

代表者

殿

(契約事項)

- 1 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）並びに仕様書及び図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の物品を表記の納入期限までに納入すること。
- 2 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入すること。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 4 請書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 6 受注者は、発注者からの納入期限若しくは契約内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議に応じること。
- 7 受注者は、天災その他のやむを得ない事由により、納入期限までに納入の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に納入期限の延長について申し出ること。
- 8 発注者は、物品が納入され、指定の納品書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、不良品があるとされた場合において、発注者から良品との引換え又は手直し等を要求されたときは、指定期間内にこれを行い、納入したときは更に検査を受けること。
- 9 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払う。
なお、契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が発注者に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。
- 10 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品を納入することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
- 11 前項の遅延違約金の額は、契約金額（発注者が分割して納入しても支障がないと認めた既済部分を除く。）につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 12 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
 - (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- 12の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第5項の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の解除を申し出たとき。
 - (4) 受注者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (5) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 13 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10相当額を違約金として発注者に納付しなければならない。
 - (1) 前2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 14 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 15 第13項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第13項の違約金に充当することができる。
- 16 第12項又は第12項の2の規定により契約を解除した場合又は第14項に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が納入期限後に行われたときは、発注者は、納入期限の翌日から解除の日（受注者の申出に基づく場合は、その書面が発注者に到達した日）までの日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第11項の規定を準用する。
- 17 受注者は、この契約に関して、第12項の2第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第12項の2第6号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 18 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 19 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。
- 20 請書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 21 請書又は仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

請書その他これに準ずる書面（財務規程第244条関係）

暴力団等排除に関する特約事項（物品用）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 1 受注者は、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水經契第368号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受注者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。
- 2 発注者は、1の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害を受注者へ請求することができる。
- 3 発注者は、1の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 4 請書（物品用）第13項、第15項及び第16項の規定は、1の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

- 5 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 6 5の場合において、通報報告に当たっては、受注者は、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を発注者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を発注者及び管轄警察署に提出すること。
- 7 受注者は、下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該下請負人を指導すること。
- 8 受注者は、暴力団等から不当介入を受けた場合において、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京都水道局の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。